

平成17年9月19日 評議員会決定

社団法人 日本数学会 著作権に対する考え方

日本数学会（以下、当学会と称する）は、当学会が発行する、電子的媒体によるものを含む刊行物に掲載される著作物の著作権について、その取り扱いの原則を以下の通り定めます。ただし、個々の著作物にあっては、それぞれの状況による規制があり得ますので、詳細は投稿既定等を参照されるか、あるいは直接担当者にお問い合わせ下さい。

1（複製権・公衆送信権・翻訳権の保持）．当学会は、当学会の刊行物に掲載される著作物の全部または一部を複製する権利、公衆送信する権利、翻訳する権利、および複製またはそれを含む刊行物を有償または無償で頒布する権利を有する．

2（保持する権利の行使）．当学会は、当学会の刊行物に掲載される著作物の全部または一部を複製する権利、公衆送信する権利、翻訳する権利を、当学会が適当と判断する者に行使させる権利を有する．

3（会報記事の特例）．当学会の会報記事は、原則として当学会の法人著作物とする．

4（学術論文の重複出版の禁止）．学術論文については、著者自身の独自の著作物の最終版であり、同一論文あるいはその改訂版が、過去または将来にわたり他の学術誌等から独立の論文として出版されることがあってはならない．

5（著者による著作物の二次利用）．当学会は、著者が学術的または社会的に価値の認められる事業のためにその著作物を二次利用する権利を妨げない．ただし、著者が著作物を複製する際は、出典を明示するものとし、商用利用する場合は、当学会に届け出るものとする．

6（著者の公衆送信権）. 当学会は、とくに個別の取り決めがない限り、著者がその著作物を電子的媒体として公衆に供する権利を妨げない。ただし、著者は、当学会刊行誌に出版後は、出典を明示するものとする。

なお、著作物を提供する媒体等の進化は著しく、当学会の著作権に対する考え方は、今後適当な頻度で改訂する可能性が予想されます。そのため、著作権に対する考え方は、逐次更新されることがある事をご了解下さい。